



宮 崎 県 公 報

令和 8 年 7 月 16 日（木曜日） 第 729 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 64,800 円

目 次

告 示	頁
○公営企業の業務の状況の公表……………（財政課） 1	
○保安林の指定予定（6 件）……………（自然環境課） 1	
○保安林の指定予定の通知（5 件）……………（ ” ） 2	
○保安林の指定施業要件の変更予定……………（ ” ） 3	
○特定水産資源の採捕の停止……………（漁業管理課） 3	
公 告	
○家畜人工授精講習会の開催……………（家畜防疫対策課） 3	
選挙管理委員会規程	
○宮崎県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程…………… 4	
選挙管理委員会告示	
○選挙長等の印の一部を改正する告示…………… 4	

告 示

宮崎県告示第 522号

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第40条の2第1項の規定により、宮崎県公営企業の令和7年度下半期の業務の状況を別冊のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 523号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 8 年 7 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字本ツツラ5942
 - 指定の目的 水源の涵養^{かん}
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 524号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 8 年 7 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字ウバガ

- 谷2917－1から2917－3まで、2918、2924から2926まで、2926－1、2926－2、2927－2、2927－3
 - 指定の目的 水源の涵養^{かん}
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 525号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 8 年 7 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字幸谷5029、5030－1、5031－1、5042から5047まで、5049－1、5049－2、5050
 - 指定の目的 水源の涵養^{かん}
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 526号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 8 年 7 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字古原1429－1、1453－1、1461、1463、1464、1467から1471まで、1478－1、1479、1480、1483、1484、1488－2、1490－1、字呉水1500－2、1501、1502－1、1502－2、1503、1504－1、1504－2、1505から1509まで、1510－1、1510－2、1511から1514まで、字日平1532、1534－2から1534－6まで、1535、1536、1537－1、1537－3
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字古原1463・1464・1478－1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 527号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 8 年 7 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市須佐町5270－12、5270－26
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 528号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 8 年 7 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市須佐町5270－50、5310－7、5310－11
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 529号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 8 年 7 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市追内町 685－14、685－30
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 530号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 8 年 7 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市安井町1271－16、1271－110
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
安井町1271－16（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 531号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 8 年 7 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字替崎山8243－1
2 指定の目的 土砂の流出の防備
3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字替崎山8243－1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 532号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 8 年 7 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字柚ケ内河平山 699－4、700－22
2 指定の目的 土砂の流出の防備
3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 533号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 8 年 7 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市東海町 180－15
2 指定の目的 土砂の流出の防備
3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 534号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 8 年 7 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和60年 1 月 9 日農林水産省告示第29号、平成 8 年12月 5 日宮崎県告示第1354号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵支庁及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 535号

漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第14条に基づく宮崎県資源管理方針別紙 1－4 の第 2 の 3 に定める宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（4 月から 9 月まで）による漁獲量の総量が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量（法第16条第 1 項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）を超えており、法第33条第 2 項第 1 号に該当すると認める。

令和 8 年 7 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209号）第16条第 2 項に規定する令和 8 年度の家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和 8 年 7 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 開催期日
令和8年10月21日（水曜日）から11月25日（水曜日）まで
- 2 開催場所
県立農業大学校（児湯郡高鍋町大字持田5733番地）
- 3 家畜の種類
牛
- 4 受講申込手続
(1) 受講願書の受付期間
令和8年7月22日（水曜日）から8月21日（金曜日）まで
(2) 受講願書の提出先
最寄りの家畜保健衛生所
(3) 受講願書の提出

- 所定の受講願書に最近3か月以内に撮影した顔写真（縦 4.5センチメートル、横 3.5センチメートル又は縦 4.0センチメートル、横 3.0センチメートル）2枚を添付して提出すること。
- 5 受講手数料
33,000円（受講の際、宮崎県収入証紙により納付すること。）
- 6 その他
(1) テキストは、一般社団法人日本家畜人工授精師協会（東京都江東区冬木11番17号 電話03-5621-2070）発行の家畜人工授精講習会テキスト（家畜人工授精編）を使用するのであらかじめ準備すること。
(2) この講習会に関する問合せは、最寄りの家畜保健衛生所又は宮崎県農政水産部畜産局家畜防疫対策課（電話0985-26-7139）にすること。

選挙管理委員会規程

宮崎県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公表する。
令和8年7月16日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

宮崎県選挙管理委員会規程第2号

宮崎県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

宮崎県選挙管理委員会規程（昭和58年1月21日選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（公印の様式） 第23条 委員会、委員長及び書記長の印は、別表のとおりとする。	（公印の様式） 第23条 委員会、委員長及び書記長の印は、別表のとおりとする。 <u>（公印の印影の印刷）</u> 第24条 同一内容の文書を多数印刷する場合において、支障がないと認められるときは、その公印（選挙長等の印（昭和47年11月15日選挙管理委員会告示第22号）に定める公印を含む。以下この条において同じ。）の印影を当該文書に印刷して公印の押印に代えることができる。 <u>2 前項の規定により公印の印影を印刷しようとするときは、当該公印の管守者の承認を受けなければならない。</u>

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

選挙管理委員会告示

選挙長等の印の一部を改正する告示をここに公表する。
令和8年7月16日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

宮崎県選挙管理委員会告示第49号

選挙長等の印の一部を改正する告示

選挙長等の印（昭和47年11月15日選挙管理委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表 ○ 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の印 〔略〕 備考 いずれも縦横20ミリメートル ○ 知事選挙における選挙長の印	別表 ○ 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の印 〔略〕 備考 <u>1 寸法は、いずれも縦横20ミリメートルとする。</u> <u>2 管守者は、いずれも書記長とする。</u> ○ 知事選挙における選挙長の印

〔略〕 備考 縦横24ミリメートル ○ 参議院宮崎県選出議員選挙における選挙長及び参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の印 〔略〕 備考 いずれも縦横20ミリメートル ○ 宮崎県議会議員の選挙における選挙長の印 〔略〕 備考 いずれも縦横21ミリメートル ○ 最高裁判所裁判官国民審査における宮崎県審査分会長の印 〔略〕 備考 いずれも縦横20ミリメートル	〔略〕 備考 1 寸法は、縦横24ミリメートルとする。 2 管守者は、書記長とする。 ○ 参議院宮崎県選出議員選挙における選挙長及び参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の印 〔略〕 備考 1 寸法は、いずれも縦横20ミリメートルとする。 2 管守者は、いずれも書記長とする。 ○ 宮崎県議会議員の選挙における選挙長の印 〔略〕 備考 1 寸法は、いずれも縦横21ミリメートルとする。 2 管守者は、いずれも書記長とする。 ○ 最高裁判所裁判官国民審査における宮崎県審査分会長の印 〔略〕 備考 1 寸法は、いずれも縦横20ミリメートルとする。 2 管守者は、いずれも書記長とする。

--	--